

## 国際文化研究科修士論文審査規程

### 1. 目的

本規程は、法政大学大学院学則および法政大学学位規則にもとづき、国際文化研究科における修士論文の審査の基準について定めるものである。

### 2. 修士論文の提出資格

- (1) 3月修了の場合は修士論文提出年度の構想発表会ならびに中間発表会にて、また9月修了の場合は提出前年度の中間発表会ならびに修士論文提出年度の構想発表会にて、研究内容を報告していること。
- (2) 国際文化情報学会にて少なくとも1回、研究内容を報告していること。
- (3) (3) 上記の(1)、(2)に関しては、特別な事情があれば教授会の議を経た上で免除できる。

### 3. 修士論文の審査基準

- (1) 主要な先行研究をふまえていること（少なくとも国内の先行研究はもれなく検討していること）。
- (2) 論文の技術的要件を満たしていること。特に引用や注、文献目録などについての要件を満たしていること。
- (3) 十分に実証されていること、一次資料をある程度使用していること。
- (4) 論文が客観的であり論理性があること。
- (5) 従来の研究にたいして付加する一定の主張があること。

### 4. 修士論文審査および最終試験（口述試験）

所定の手続きを経て提出された修士論文に対して、大学院国際文化研究科教授会構成員による最終試験（口述試験）を経て、合否判定と成績評価を行う。

### 5. 字数

字数について、修士論文は図表などを含め40,000字以上、論文要旨は2,000字程度とする。

### 付則

- 1 本規程は2015年4月1日から施行する。2014年度以前の入学者については、この規程を準用する。
- 2 本規程は2017年4月1日から一部改正の上、施行する。
- 3 本規定は2018年6月12日から一部改正の上、施行する。
- 4 本規定は2019年4月1日から一部改正の上、施行する。